



令和 7 年 6 月 2 0 日
令和 7 年 7 月 3 0 日 訂正
中 部 地 方 整 備 局

独占禁止法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：①日精株式会社 東京都港区西新橋一丁目18番17号
及び住所 ②フジパスク株式会社 東京都世田谷区上馬四丁目2番5号
③I H I 運搬機械株式会社 東京都中央区明石町8番1号
④日本コンベヤ株式会社 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル
⑤新明和工業株式会社 兵庫県宝塚市新明和町1番1号

2. 指名停止措置期間：①③⑤：令和 7 年 6 月 2 0 日から令和 7 年 8 月 1 9 日まで（2 カ月）
②④：令和 7 年 6 月 2 0 日から令和 7 年 1 0 月 1 9 日まで（4 カ月）

3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要

公正取引委員会は、令和 7 年 3 月 2 4 日、建設業者が発注する特定地下式 P S 工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、日精(株)、フジパスク(株)、I H I 運搬機械(株)を公表した。

また、建設業者が発注する特定エレベーター方式 P S 設置工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、新明和工業（株）、日本コンベヤ（株）、I H I 運搬機械（株）を公表した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である上記 5 社が、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会により公表されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 5 号（下記参照）に該当する。

<指名停止措置要領 別表第 2 >

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第 12 号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 2 カ月以上 9 カ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号（052）953－8138